

日本赤十字九州国際看護大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、日本赤十字九州国際看護大学と称する。

(位置)

第3条 本学は、福岡県宗像市アスティ1丁目1番地に置く。

(学部)

第4条 本学に、看護学部を置き、学部に看護学科を置く

2 看護学科の定員は、次のとおりとする。

入学定員	100人
収容定員	400人

(学部の教育目標)

第5条 学部は、次の各号に掲げることを教育目標とする。

- (1) 赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する。
- (2) 常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養う。
- (3) 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができると能力を培う。
- (4) 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む。
- (5) 看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。
- (6) 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養う。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置き、大学院に看護学研究科を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(修業年限及び在学期間)

第7条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、再入学、転入学により入学した者

は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

- 3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。
- 4 前項に規定する在学期間には、停学期間は算入する。

(長期履修学生)

第8条 学生が、職業を有している等の事情により、前条第1項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第2章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年及び学期)

第9条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第10条 1学年の授業期間は、定期試験等の日数を含め年間35週を原則とする。

(休業日)

第11条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で定める休日
- (3) 日本赤十字社の創立記念日（5月1日）
- (4) 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日（学年暦により定める。）

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に臨時に授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学、編入学及び転入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

(入学ができる者)

第13条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学者選抜

試験に合格した者を、教授会の議を経て学長が決定する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を受けた者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和 23 年文部省告示第 47 号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、その後本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学の志願）

第 14 条 本学に入学を志願する者は、本学が指定する期間内に、所定の書類に第 42 条に規定する入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学の手続き）

第 15 条 第 13 条に規定する学長の決定に基づき合格通知を受けた者は、本学が指定する期間内に所定の書類を提出するとともに、第 43 条に規定する入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第 16 条 本学を退学した者又は除籍とされた者が退学又は除籍後 2 年以内に同一学部に再入学を志願したときは、教授会の議を経て、学長は相当する学年に再入学を許可することがある。

2 再入学の許可及び手続きは、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。

(編入学)

第 17 条 本学に編入学を志願する者があるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長が相当する学年に編入学を許可することがある。

- 2 編入学の許可及び手続きは、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。
- 3 編入学を許可された者が他の大学等に在学した期間及び修得した単位は、教授会の議を経て、学長はその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に認定する。
- 4 編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第 18 条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長は、相当する学年に転入学を許可することがある。

- 2 転入学の許可及び手続きは、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。
- 3 転入学を許可された者が他の大学に在籍した期間及び修得した単位は、教授会の議を経て、学長はその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に認定する。
- 4 転入学に関して必要な事項は、別に定める。

(保証人)

第 19 条 本学に入学を許可された者は、保証人を定め、本学が指定する期間内に所定の身元保証書により届け出なければならない。

- 2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。
- 3 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 4 学生は、保証人を変更したとき、又は身元保証書の記載に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第 4 章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

(退学及び転学)

第 20 条 本学を退学又は転学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(休学)

第 21 条 疾病その他の事由により引き続き 2 ヶ月以上修学することができない者があるときは、学長は休学を許可する。

- 2 前項の規定により休学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、疾病その他の事由により、修学することができないと認められる者があるときは、学長は休学を命じることができる。

- 4 休学の期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続き更に 1 年の範囲内の休学を許可することができる。
- 5 休学の期間は、通算して第 7 条に規定する修業年限を超えることができない。

(復学)

第 22 条 前条の規定により休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第 23 条 外国の大学又はこれに相当する教育機関等への留学を希望する者があるときは、学長は留学を許可することがある。

- 2 前項の規定により留学しようとする者は、所定の書類に保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。
- 3 留学期間は、修業年限及び在籍期間に算入できる。
- 4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第 24 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 7 条に規定する修業年限又は在学期間を超えた者
- (2) 第 8 条に規定する履修計画を達成できない者
- (3) 第 21 条第 4 項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡又は行方不明の者
- (5) 授業料等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

第 5 章 教育課程及び授業科目

(教育課程の編成方針)

第 25 条 教育課程は、学部および学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを基礎として、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するよう配慮するものとする。

(授業科目)

第 25 条の 2 本学において開設する授業科目は、リベラルアーツ、専門基礎科目及び専門科目とする。

- 2 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表第 1 のとおりとする。

(授業の方法)

第 25 条の 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 25 条の 4 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算)

第 26 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、1 5 時間から 3 0 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技は、3 0 時間から 4 5 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業を持って 1 単位とする。
-
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮した単位数を、教授会の議を経て、学長は別に定めることができる。

(単位の授与)

第 27 条 各授業科目を履修し試験に合格した者には、大学は所定の単位を与える。

- 2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

(成績評価基準等の明示等)

第 27 条の 2 本学は、学生に対して、授業の方 法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあ

らかじめ明示するものとする。

- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切におこなうものとする。

(履修の方法及び履修科目の登録の上限)

第 28 条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、4か年に分けて履修させるものとする。

- 2 授業科目の履修方法は、別に定める。
- 3 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が履修すべき単位数について、1学期又は1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。
- 4 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業科目の登録)

第 29 条 学生は、毎学期の当初に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 30 条 本学が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 本学が教育上有益と認めるときは、大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 31 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与える

ことができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 学修の評価及び課程の修了の認定

(学修の評価)

第32条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C、Dで表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(試験等の時期)

第33条 試験等の時期は、原則として学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第34条 授業科目の履修について登録していない者は、試験を受けることができない。

(単位認定に必要な出席時数)

第35条 授業科目の出席時数が所定の基準に達しない者の単位認定は、原則として行わない。

(追試験及び再試験)

第36条 本学において必要と認めたときは、追試験又は再試験を行うことがある。

- 2 追試験は、病気その他のやむを得ない事由により試験等に欠席した者を対象とする。

(卒業の認定)

第37条 学生が本学を卒業するためには、本学に4年（再入学、転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。

- 2 卒業認定に必要な単位数は、124単位以上とする。
3 卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。
4 本条第2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第25条の3第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(卒業の時期)

第38条 卒業の時期は、毎年3月とする。ただし、特別の事情があるときは、9月に卒業させることがある。

(卒業証書の授与)

第 39 条 学長は、第 37 条第 3 項に規定する卒業認定を得た者に対し卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第 40 条 学長は、本学を卒業した者に対し学士（看護学）の学位を授与する。

(国家試験受験資格の取得)

第 41 条 本学において取得することができる資格は、保健師及び看護師にかかる国家試験受験資格とする。

2 前項において保健師にかかる国家試験受験資格の取得を希望する者は、第 37 条の規定によるもののほか、保健師教育課程に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第 7 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第 42 条 本学に入学を志願する者は、入学検定料として別表第 2 に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第 43 条 本学に入学を許可された者は、入学金として別表第 2 に定める金額を納めなければならない。

(授業料及び維持運営費)

第 44 条 授業料及び維持運営費は、別表第 2 のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学において特別の事由があると認められた者は、授業料及び維持運営費について分納又は延納を願い出ることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、学長は、特別の事由があると認めた者の授業料、維持運営費及び次条のその他学納金を免除又は減額することがある。

(その他の納付金)

第 45 条 実験実習費、その他教育に必要な費用（以下「その他の納付金」という。）は、別表第 2 のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

(退学等の場合の授業料等)

第 46 条 退学若しくは転学する者、退学を命じられた者又は停学中の者は、当該学期の授業料、維持運営費及びその他の納付金（以下これらを「授業料等」という。）の全額を納めな

ければならない。

(休学等の場合の授業料等)

第 47 条 前期又は後期の中途で休学した者は、休学した当該学期の授業料等は全額を納めなければならない。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該学期の授業料等に代えて別表第 2 に定める在籍料を納めなければならない。

3 前期又は後期の途中で復学した者は、復学した当該学期の授業料等から納付した在籍料を差し引いた額を納めなければならない。

4 留学した者の授業料等は、前 3 項の規定を準用する。

(納入された納付金の不還付等)

第 48 条 納入された入学検定料、入学金、授業料、維持運営費、実験実習費及びその他の納付金は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める事項に該当するときは納付された納付金を返還又は納付金を免除することがある。

第 8 章 職員及び教授会

(職員)

第 49 条 本学に、学長、学部長、事務局長、図書館長及びセンター長を置く。

2 本学に、必要に応じ、副学長及び学務部長を置くことができる。

3 前 2 項に規定するもののほか、本学の教育研究の業務に必要な教育職及びその他の職員を置く。

(教授会)

第 50 条 学部に、教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第 9 章 図書館等

(図書館)

第 51 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(センター)

第 52 条 本学にセンターを置く。

2 センターに関して必要な事項は、別に定める。

(保健施設)

第 53 条 本学に保健室を置く。

2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 特別聴講学生、科目等履修生、特別の課程履修生、
聴講生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第 54 条 本学において、他の大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき、教授会の議を経て、学長は当該大学の学生を特別聴講学生として許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 55 条 本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の課程履修生)

第 55 条の 2 本学は、学校教育法第 105 条に規定する本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、教授会の議を経て、学長は特別の課程履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

3 特別の課程履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 56 条 本学が開設する一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 56 条の 2 本学において、特定の事項について研究を志望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 57 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 58 条 学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対し、教授会の議を経て、学長は表彰することがある。

(懲戒)

第 59 条 本学の学則その他の規程に背き、又は学生としての本分に反する行為があった者に対して、教授会の議を経て、学長は懲戒することがある。

2 懲戒は、退学、停学、及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があった者

4 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が 3 か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。

5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 大学開放、赤十字事業及び自己点検評価

(大学開放)

第 60 条 地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

(赤十字事業)

第 61 条 国際赤十字の一員である日本赤十字社と連携し、別に定めるところにより国内外における救護・救援その他の赤十字事業を実施することができる。

(自己点検評価)

第 62 条 教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)を行い、その結果を公表する。

2 自己点検評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 13 章 雜則

(委任)

第 63 条 この学則に定めるもののほか、本学における修学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改正)

第 64 条 この学則を改正しようとするときは、別に定めるところにより、学長は理事長の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 18 年度以降に入学する者について適用し、平成 18 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。但し、改正後の別表第 1 の規定は、平成 20 年度以降に入学する者について適用し、平成 20 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の例による。

2 別表第 2 中、実験実習費及び維持運営費については、平成 20 年度限りにおいて、なお、従前の例による。

附 則 (平成 21 年 3 月 日赤字第 442 号)

この学則の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 24 年度以降に入学する者について適用し、平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則の改正は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

2 平成24年3月31日在学する者については、従前の別表1の「リベラルアーツ・専門基礎科目」欄の「環境」に「日本国憲法」2単位(30時間)を、同欄の「健康」に「情報機器の操作」2単位(30時間)を選択科目として追加する。

附 則

この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第30条および別表第1の規定は、平成28年度以降に入学する者について適用し、平成28年3月31日在学する者については、なお、従前の例による。

附 則(平成29年11月 日赤学第352号)

この学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月11日 日赤学第537号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する

附 則(令和2年6月 日赤学第139号)

この学則は、令和2年7月1日から施行する

附 則(令和3年2月 日赤学第520号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月 日赤学第190号の3)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

区分	授業科目名	単位		時間数	履修方法及び卒業要件	区分	授業科目	単位数		時間数	履修方法及び卒業要件
		必修	選択					必修	選択		
人間	哲学		1	15	必修16単位 選択科目から1単位以上	看護の基盤	看護学概論	2	30	必修76単位 選択科目から3単位以上	※…保健師選択学生は必修
	生命倫理	1		15			看護理論の基礎	1			
	心理学	1		15			看護過程	2			
	人間関係論	1		15			フィジカルアセスメント	2			
	教育学		2	30			看護コミュニケーション	1			
	アカデミック・ライティング	1		30			看護技術I	2			
	プレゼンテーションスキルズI		1	15			看護技術II	2			
	プレゼンテーションスキルズII		1	15			治療検査と看護	1			
	基礎力総合ゼミナールI	1		30			キャリアデザインI	1			
	基礎力総合ゼミナールII	1		30			キャリアデザインII	2			
	人体の構造と機能I	2		30			日常生活援助実習	1			
	人体の構造と機能II	2		30			看護過程の展開実習	3			
	人体の構造と機能III	2		30			リハビリテーション論	1			
	人体の構造と機能IV	2		30			慢性看護I	2			
	生化学	1		15			慢性看護II	1			
	遺伝学	1		15			母性看護I	2			
環境	生物／化学（基礎）	1		30	必修5単位 選択科目から1単位以上 ※…保健師選択学生は必修	看護の展開と応用	母性看護II	1		必修76単位 選択科目から3単位以上	※…保健師選択学生は必修
	物理		1	15			小児看護I	2			
	生物／化学（ヒトの生命現象）		1	30			小児看護II	1			
	社会学	1		15			老年看護I	2			
	日本国憲法	※	2	30			老年看護II	1			
	法と看護		1	15			クリティカルケアI	2			
	社会福祉学	1		15			クリティカルケアII	1			
	保健医療福祉行政論	※	1	15			在宅看護I	2			
リベラルアーツ・専門基礎科目	看護・医療情報		1	15			在宅看護II	1			
	情報機器の操作	2		30			精神保健看護I	2			
	医療概論	1		15			精神保健看護II	1			
	健康行動論	1		15			がん看護	1			
	運動機能論	2		30			家族看護	※	1		
	病態生理学	1		15			地域看護I	1			
	感染と防御	1		30			地域看護II	2			
	人体と薬物	1		30			看護技術III	1			
	疾病と治療I	1		30			看護技術IV	1			
	疾病と治療II	1		30			専門性強化演習I	1			
	疾病と治療III	1		30			慢性看護実習	3			
	疾病と治療IV	1		30			成育看護実習	3			
	疾病と治療V		1	15			老年看護実習	2			
	統計学	1		30			クリティカルケア実習	2			
	疫学I	※	1	30			在宅看護実習	2			
	疫学II	※	1	15			精神保健看護実習	2			
健康	保健統計学	1		15			災害と看護	2			
	人間工学		1	30			国際保健・看護I	1			
	栄養学	1		30			国際保健・看護II	2			
	食生活論		1	15			国際保健・看護III	2			
	英語I	1		30	必修5単位 選択科目から1単位以上 ※…保健師選択学生は必修	看護の統合	看護とリスクマネジメント	1		必修76単位 選択科目から3単位以上	※…保健師選択学生は必修
	英語II	1		30			看護政策	1			
	英語III		1	30			看護教育	1			
	英語IV		1	30			緩和ケア	1			
	看護・医療英語		1	30			看護管理	1			
	異文化間コミュニケーション		1	30			看護研究方法	1			
	フランス語I		1	30			卒業研究	2			
	フランス語II		1	30			看護技術V	1			
	スペイン語I		1	30			専門性強化演習II	1			
	スペイン語II		1	30			地域包括ケア実習	2			
	韓国語I		1	30			看護の統合実習	3			
	韓国語II		1	30			公衆衛生看護I	※	2		
	赤十字概論	2		30			公衆衛生看護II	※	2		
	赤十字活動I		1	30			公衆衛生看護III	※	2		
	赤十字活動II		1	30			公衆衛生看護IV	※	1		
	赤十字救護・援助法	1		30			公衆衛生看護実習	※	5		
国際	ボランティア論		1	30			計	76	(3)		※…保健師選択学生は必修
	医療人類学		1	15							
	ジェンダー論		1	15							
	国際開発論		1	30							
	計	40	(5)				合計	116	(8)		
										124単位以上	

別表第2

種類	金額	摘要
入学金	300,000円	入学のための選抜試験に合格したとき
授業料	1,100,000円	前期 4月中 550,000円 年額 後期 10月中 550,000円
実験実習費	200,000円	前期 4月中 100,000円 年額 後期 10月中 100,000円
維持運営費	200,000円	前期 4月中 100,000円 年額 後期 10月中 100,000円
入学検定料	30,000円	入学願書提出時
保健師教育履修料 (看護師教育履修 科目分を除く)	100,000円	第4年次の4月中

備考

1 センター試験利用の入学試験にかかる入学検定料は別に定める。

種類	金額	摘要
在籍料	100,000円	前期 4月中 50,000円 後期 10月中 50,000円